

弁護士費用のご案内

1. 下記料金はいずれも消費税込みです。
 2. 下記基準は、いずれも標準的な事件の場合の基準であり、事件の複雑・難度により加算する場合があります。
 3. 下記料金には、いずれも別途印紙代・郵便代・旅費交通費等の実費がかかります。
 4. 下記基準に記載がない種類の事件についても、ご相談内容に応じてお見積りを差し上げますので、お気軽にお申し付けください。
- (2026年1月1日改定)

法律相談等の費用

法律相談料	
平日日中(午後6時相談終了まで)のご相談	1時間 1万1000円
平日日中以外のご相談	1時間 2万2000円
タイムチャージでのご依頼	1時間 3万3000円～

法律顧問契約の費用

法律顧問契約	
法人・個人事業主の方	月額6万6000円～
マンション管理組合の方はリンク先をご確認ください	マンションマネジメント.com

金銭を請求する事件の費用

金銭を請求する(請求される)訴訟事件		
請求金額	着手金	報酬金
300万円以下	11%～ (最低着手金22万円)	18%～ (最低報酬金27万5000円)
300万円超、3000万円以下	6%+10万円～	12%+20万円～
3000万円超、3億円以下	4%+80万円～	7%+160万円～
3億円超	3%+400万円～	5%+800万円～

金銭を請求する(請求される)交渉・調停事件	
着手金	交渉：訴訟事件の3分の2(最低着手金16万5000円) 調停：訴訟事件と同額
報酬金	訴訟事件に準じる
その他	交渉・調停から訴訟に移行する場合には、訴訟事件の着手金の3分の2(最低16万5000円)を追加着手金として頂戴します。

仮差押えまたは係争物に対する仮処分	
手数料として、金銭請求訴訟事件の着手金の3分の2(最低手数料16万5000円) ※ 裁判所に納める予納金等が別途かかります。	

金銭執行(強制執行)のご依頼	
確定判決や強制執行認諾文言付きの公正証書をお持ちの場合 手数料として、金銭請求訴訟事件の着手金の3分の1(ただし、最低手数料11万円) ※ 裁判所に納める予納金等が別途かかります。	

相続に関する事件の費用①

遺言書または交渉を要しない遺産分割協議書の作成

内容が定型的な場合	手数料11万円
内容が非定型的な場合	手数料11万円＋遺言(または遺産分割協議書)に記載する財産の評価額の0.55%

遺言執行または遺産分割協議書の執行

手数料22万円＋金融機関数×3万3000円＋遺産全体の評価額の3.3%	
-------------------------------------	--

相続放棄

相続開始から3か月以内に単純承認事情のない場合	手数料5万5000円(同一順位の相続人が同時に放棄を依頼する場合、追加1人あたり3万3000円)
相続開始から3か月経過後又は単純承認事情のある場合	手数料11万円～ ※ 受理の可能性については要相談。

相続の限定承認

相続開始から3か月以内に単純承認事情のない場合	手数料33万円～
相続開始から3か月を経過後又は単純承認事情のある場合	手数料55万円～ ※ 受理の可能性については要相談。

相続人・相続財産調査

相続人調査	手数料5万5000円＋取寄せ書類の通数×3300円
相続財産調査	手数料5万5000円＋取寄せ書類の通数(または金融機関・保険会社等の法人数)×3300円

相続財産清算人選任申立て

手数料 22万円～ ※ 裁判所に納める予納金等が別途かかります。	
-------------------------------------	--

相続に関する事件の費用②

遺産分割協議の交渉・調停の着手金					
遺産の総額					
		2000万円以下	2000万円超、5000万円以下	5000万円超、1億円以下	1億円以上
相続人の数	2～4人	22万円	33万円	44万円	55万円
	5～7人	33万円	44万円	55万円	66万円
	8～10人	44万円	55万円	66万円	77万円
	11人以上	55～77万円	66～88万円	77～99万円	88～110万円
※ 交渉の開始から6か月を超えてから調停申立てをご依頼いただく場合には、上記の着手金の3分の1～2分の1を追加着手金として頂戴します。					

遺産分割調停の期日出頭日当(ウェブ・電話を含む。)	
6期日まで	0円
7期日以降	1期日あたり2万2000円

遺産分割協議の交渉・調停・審判の報酬金				
遺産分割により得られた財産の金額				
遺産分割に要した時間		500万円以下	500万円超、3000万円以下	3000万円超
	1年以内	20%	13% + 35万8000円	7% + 198万円
	1年超3年以内	18%	11% + 35万8000円	5% + 198万円
	3年超	16%	9% + 35万8000円	3% + 198万円
※最低報酬金33万円				

相続に関する事件の費用③

遺留分減殺請求交渉・調停		
請求金額	着手金	報酬金
300万円以下	8.8% (最低着手金16万5000円)	17.6% (最低報酬金22万円)
300万円超、3000万円以下	5.5%+9万9000円	11%+19万8000円
3000万円超、3億円以下	3.3%+75万9000円	6.6%+151万8000円
3億円超	2.2%+405万9000円	4.4%+811万8000円
※ 交渉の開始から6か月を超えてから調停申立てをご依頼いただく場合には、上記の着手金の3分の2を追加着手金として頂戴します。 ※ 調停が不成立となった後に訴訟提起をする場合には、上記により算定される着手金の3分の2を追加着手金として頂戴します。		

遺産分割調停の期日出頭日当(ウェブ・電話を含む。)	
6期日まで	0円
7期日以降	1期日あたり2万2000円

後見等に関する事件の費用

成年後見開始・保佐開始・補助開始の審判申立

手数料 33万円～
※ 裁判所による鑑定料等が別途かかることがあります。

未成年後見開始の審判申立

手数料 33万円～

離婚に係る事件の費用(協議)

離婚協議の着手金	
親権に争いがない場合	22万円
親権に争いがある場合	33万円
※1 「親権に争いがない場合」としてご依頼を戴いた後、親権に争いがあることが判明した場合には、追加着手金11万円を頂戴します。 ※2 離婚協議の期間は、最長1年間とします。 ※3 いずれについても面会交流の請求・調整は含まれません。面会交流の請求・調整については「離婚に係る事件の費用(面会交流)」をご確認ください。	

離婚協議の報酬金	
親権に争いがない場合	33万円
親権に争いがある場合	44万円
※1 「親権に争いがない場合」とは、事件の開始から終結(協議離婚の成立)まで一貫して争いがない場合を指し、事件の途中で親権に争いが生じた場合には、「親権に争いがある場合」に該当します。 ※2 離婚協議のご依頼において報酬金が発生するのは、協議離婚が成立した場合に限られます。	



慰謝料・財産分与の合意がある場合	・受け取る側は、その金額の11%(3000万円を超える部分については5.5%。最低報酬金5万5000円)
	・支払う側は、①相手方の請求額と分与額の差額、または、②財産分与対象財産の2分の1と分与額の差額のいずれか高い方の11%
養育費の合意がある場合(※)	・受け取る側は、その5年分の11%(最低報酬金5万5000円)
	・支払う側は、①当初請求額と決定した養育費額との差額、または、②夫婦の年収を基礎として家庭裁判所作成の養育費算定表から導かれる養育費額の上限額と決定した養育費額との差額のいずれか高い方の5年分の11%
※ 養育費の支払期間が5年未満の場合には、その期間全体を報酬の計算対象とします。	

離婚に関する事件の費用(調停)

離婚調停の着手金	
親権に争いが無い場合	33万円
親権に争いがある場合	44万円
※1 「親権に争いが無い場合」としてご依頼を戴いた後、親権に争いがあることが判明した場合には、追加着手金11万円を頂戴します。 ※2 協議からご依頼をいただいている場合、協議開始から3か月以内に開始した調停については調停着手金を11万円、協議開始から3か月を経過した後に開始した調停については、調停着手金を22万円とします。 ※3 いずれについても面会交流の請求・調整は含まれません。面会交流の請求・調整については「離婚に関する事件の費用(面会交流)」をご確認ください。	

離婚調停の期日出頭日当(ウェブ・電話を含む。)	
6期日まで	0円
7期日以降	1期日あたり2万2000円

離婚調停の報酬金	
親権に争いが無い場合	33万円
親権に争いがある場合	44万円
※1 「親権に争いが無い場合」とは、事件の開始から終結(調停の終了)まで一貫して争いが無い場合を指し、事件の途中で親権に争いが生じた場合には、「親権に争いがある場合」に該当します。 ※2 離婚調停のご依頼において報酬金が発生するのは、①離婚請求者(申立人)については離婚をする合意がなされた場合、②離婚被請求者(相手方)については円満調整の合意がなされた場合や不調となった場合のほか、次のような場合(依頼者自身の意思により事件が終結した場合)を含みます。 ⑦ 離婚被請求者について、慰謝料や財産分与の減額を条件に離婚に応じる合意をした場合。 ⑧ 離婚請求者について、面会交流を求めないことや接触しないことを条件に円満調整に応じる合意をした場合。	



慰謝料・財産分与の合意がある場合	・受け取る側は、その金額の11%(3000万円を超える部分については5.5%。最低報酬金5万5000円)
	・支払う側は、①相手方の請求額と分与額の差額、または、②財産分与対象財産の2分の1と分与額の差額のいずれか高い方の11%
養育費の合意がある場合(※)	・受け取る側は、その5年分の11%(最低報酬金5万5000円)
	・支払う側は、①当初請求額と決定した養育費額との差額、または、②夫婦の年収を基礎として家庭裁判所作成の養育費算定表から導かれる養育費額の上限額と決定した養育費額との差額のいずれか高い方の5年分の11%
※ 養育費の支払期間が5年未満の場合には、その期間全体を報酬の計算対象とします。	

離婚に係る事件の費用(訴訟)

離婚調停の着手金	
親権に争いがない場合	33万円
親権に争いがある場合	44万円
※1 「親権に争いがない場合」としてご依頼を戴いた後、親権に争いがあることが判明した場合には、追加着手金11万円を頂戴します。 ※2 調停からご依頼をいただいている場合、調停開始から1年以内の訴訟のご依頼については訴訟着手金を22万円とします。	

離婚訴訟の期日出頭日当(ウェブ・電話を含む。)	
8期日まで	0円
9期日以降	1期日あたり2万2000円

離婚調停の報酬金	
親権に争いがない場合	33万円
親権に争いがある場合	44万円
※1 「親権に争いがない場合」とは、事件の開始から終結(第一審の口頭弁論終結)まで一貫して争いがない場合を指し、事件の途中で親権に争いが生じた場合には、「親権に争いがある場合」に該当します。 ※2 離婚訴訟のご依頼において報酬金が発生するのは、①離婚請求者(原告)については離婚請求が認容された場合、②離婚被請求者(被告)については離婚請求が棄却された場合のほか、次のような場合(依頼者自身の意思により事件が終結した場合)を含みます。 ⑦ 離婚被請求者について、慰謝料や財産分与の減額を条件に離婚に応じる合意(和解)をした場合。 ① 離婚請求者について、面会交流を求めないことや接触しないことを条件に円満調整に応じる合意(和解)や訴えの取下げをした場合。	



慰謝料・財産分与の合意がある場合	・受け取る側は、判決での認容額(または和解での合意額。以下同じ。)の11%(3000万円を超える部分については5.5%。最低報酬金5万5000円)
	・支払う側は、①相手方の請求額と判決での認容額の差額、または、②財産分与対象財産の2分の1と判決での認容額の差額のいずれか高い方の11%
養育費の合意がある場合(※)	・受け取る側は、判決での認容額の5年分の11%(最低報酬金5万5000円)
	・支払う側は、①請求額と判決での認容額との差額、または、②夫婦の年収を基礎として家庭裁判所作成の養育費算定表から導かれる養育費額の上限額と判決での認容額との差額のいずれか高い方の5年分の11%
※ 養育費の支払期間が5年未満の場合には、その期間全体を報酬の計算対象とします。	

離婚に係る事件の費用(面会交流)

面会交流の請求交渉		
着手金	16万5000円(※1)	
交渉が成立するまでの間の面会交流の日程・場所の調整の代理	5回目まで	1回あたり5500円
	6回目以降	1回あたり1万1000円
報酬金(※2)	22万円	
※1 離婚協議を一緒にご依頼いただく場合、11万円とします。		
※2 面会交流合意(間接的面会交流を含む。)が成立した場合に発生します。		
※3 面会交流の交渉単独のご依頼の場合、交渉期間は最長6か月間とします。		

面会交流の請求調停		
着手金	22万円(※1、2)	
調停が成立するまでの間の面会交流の日程・場所の調整の代理(※3)	5回目まで	1回あたり5500円
	6回目以降	1回あたり1万1000円
報酬金(※4)	22万円(※5)	

※1 離婚調停を一緒にご依頼いただく場合、16万5000円とします。

※2 面会交流の請求交渉からご継続の場合、11万円とします(※1と※2が重複する場合、※2を優先適用)。

※3 調整回数は、協議から通算します。

※4 面会交流合意(間接的面会交流を含む。)が成立した場合に発生します。

※5 離婚調停を一緒にご依頼いただいております、離婚調停の成立の際にその条件として面会交流条項が含まれる場合、16万5000円とします。

※6 離婚の条件として面会交流を求める場合を含みます。

面会交流の請求審判		
着手金	22万円(※1)	
審判がなされるまでの間の面会交流の日程・場所の調整の代理(※2)	5回目まで	1回あたり5500円
	6回目以降	1回あたり1万1000円
報酬金(※3)	22万円	

※1 面会交流の請求調停から引続きご依頼いただく場合、11万円とします。
※2 調整回数は、協議・調停から通算します。
※3 面会交流(間接的面会交流を含む。)を認める審判がなされたときに発生します。

離婚に係る事件の費用(面会交流)

面会交流の請求を受けた方の交渉代理		
手数料	面会交流の具体的内容を決めることを希望する場合	16万5000円(※1)
	面会交流を拒否する場合	22万円(※2)
交渉が成立するまでの間の面会交流の日程・場所の調整の代理	5回目まで	1回あたり5500円
	6回目以降	1回あたり1万1000円
※1 離婚協議を一緒にご依頼いただく場合、11万円とします。		
※2 離婚協議を一緒にご依頼いただく場合、16万5000円とします。		

面会交流の請求を受けた方の調停代理		
着手金	面会交流の具体的内容を決めることを希望する場合	22万円(※1、2)
	面会交流を拒否する場合	33万円(※3、4)
交渉が成立するまでの間の面会交流の日程・場所の調整の代理(※5)	5回目まで	1回あたり5500円
	6回目以降	1回あたり1万1000円
報酬金	面会交流の具体的内容を決められた場合	22万円(※6)
※1 離婚調停を一緒にご依頼いただく場合、16万5000円とします。		
※2 面会交流交渉から継続してご依頼いただく場合、11万円とします(※1と※2が重複する場合、※2を優先適用)。		
※3 離婚調停を一緒にご依頼いただく場合、27万5000円とします。		
※4 面会交流交渉から継続してご依頼いただく場合、22万円とします(※3と※4が重複する場合、※4を優先適用)。		
※5 調整回数は、協議から通算します。		
※6 離婚調停の成立の際にその条件として面会交流条項が含まれる場合、16万5000円とします。		
※7 離婚の条件として面会交流を求められている場合を含みます。		

面会交流の請求を受けた方の審判代理		
着手金	面会交流の具体的内容を決めることを希望する場合	22万円(※1)
	面会交流を拒否する場合	33万円(※2)
交渉が成立するまでの間の面会交流の日程・場所の調整の代理(※3)	5回目まで	1回あたり5500円
	6回目以降	1回あたり1万1000円
報酬金	面会交流の具体的内容を決められた場合	22万円
	面会交流の拒否ができた(却下審判)	55万円
※1 面会交流の請求調停から引続きご依頼いただく場合、11万円とします。		
※2 面会交流の請求調停から引続きご依頼いただく場合、22万円とします。		
※3 調整回数は、協議・調停から通算します。		

離婚に関する事件の費用(その他)

婚姻費用の請求交渉・調停(被請求者含む。)

着手金	22万円(※1)
報酬金	・婚姻費用を受け取る側は、婚姻費用の2年分の11%(※2) ・婚姻費用を支払う側は、 ① 当初請求額と決定した婚姻費用額との差額 または ② 夫婦の年収を基礎として家庭裁判所作成の婚姻費用算定表から導かれる婚姻費用額の上限額と決定した婚姻費用額との差額 のいずれか高い方の5年分の11%(※2)
※1 離婚協議または離婚調停を一緒にご依頼いただく場合、5万5000円とします。 ※2 いずれも最低報酬金5万5000円	

離婚後の将来分養育費の請求(被請求者含む。)

着手金	22万円
報酬金	・養育費を受け取る側は、養育費の5年分の11%(※1) ・養育費を支払う側は、 ① 当初請求額と決定した養育費額との差額 または ② 監護者・非監護者の年収を基礎として家庭裁判所作成の養育費算定表から導かれる養育費額の上限額と決定した養育費額との差額 のいずれか高い方の5年分の11%(※1)
※1 いずれも最低報酬金5万5000円 ※2 合意済みの過去分の養育費の請求(被請求)は、「金銭を請求する事件の費用」を基準とします。	

離婚後の財産分与の請求(被請求者含む。)

着手金	22万円
報酬金	・財産分与を受け取る側は、財産分与金額の16.5%(※) ・財産分与を支払う側は、 ① 相手方の請求額と分与額の差額 または ② 財産分与対象財産の2分の1と分与額の差額 のいずれか高い方の11%(※)
※ いずれも最低報酬金16万5000円	

借地借家に関する事件の費用①

賃料不払いによる借地借家の明渡請求交渉（未払い賃料請求を含む。）		
賃料・共益費・管理費等の合計	着手金	報酬
5万円未満	15万円	22万円＋回収家賃の11%
5万円以上10万円未満	22万円	33万円＋回収家賃の11%
10万円以上	27万5000円	44万円＋回収家賃の11%
※ 交渉により解決が図れず、訴訟に移行する場合には、訴訟着手金の3分の2の追加着手金を頂戴します。		

賃料不払いによる借地借家の明渡請求調停（未払い賃料請求を含む。）		
賃料・共益費・管理費等の合計	着手金	報酬
5万円未満	22万円	22万円＋回収家賃の11%
5万円以上10万円未満	27万5000円	33万円＋回収家賃の11%
10万円以上	33万円	44万円＋回収家賃の11%
※ 調停により解決が図れず、訴訟に移行する場合には、訴訟着手金の3分の2の追加着手金を頂戴します。		

賃料不払いによる借地借家の明渡請求訴訟（未払い賃料請求を含む。）		
賃料・共益費・管理費等の合計	着手金	報酬
5万円未満	33万円	33万円＋回収家賃の11%
5万円以上10万円未満	44万円	44万円＋回収家賃の11%
10万円以上	55万円	55万円＋回収家賃の11%

明渡しの強制執行	
手数料	賃料10万円未満:11万円／賃料10万円以上:22万円
執行立会日当	1回あたり2万2000円
※ 裁判所に納める予納金等が別途かかります。	

占有移転禁止の仮処分	
手数料	16万5000円～
※ 裁判所に納める予納金等が別途かかります。	

借地借家に関する事件の費用②

賃料不払いのない借地借家の明渡請求交渉（請求者）		
賃料・共益費・管理費等の合計	着手金	報酬
5万円未満	22万円	33万円＋立退料減額部分の11%
5万円以上10万円未満	33万円	55万円＋立退料減額部分の11%
10万円以上	44万円	66万円＋立退料減額部分の11%
※ 交渉により解決が図れず、訴訟に移行する場合には、訴訟着手金の3分の2の追加着手金を頂戴します。		

賃料不払いのない借地借家の明渡請求調停（請求者）		
賃料・共益費・管理費等の合計	着手金	報酬
5万円未満	33万円	33万円＋立退料減額部分の11%
5万円以上10万円未満	44万円	55万円＋立退料減額部分の11%
10万円以上	55万円	66万円＋立退料減額部分の11%
※ 調停により解決が図れず、訴訟に移行する場合には、訴訟着手金の3分の2の追加着手金を頂戴します。		

賃料不払いのない借地借家の明渡請求訴訟（請求者）		
賃料・共益費・管理費等の合計	着手金	報酬
5万円以下	44万円	44万円＋立退料減額部分の11%
5万円超10万円以下	55万円	55万円＋立退料減額部分の11%
10万円超	66万円	66万円＋立退料減額部分の11%

借地借家に関する事件の費用③

賃料不払いのない借地借家の明渡請求調停（被請求者）			
賃料・共益費・管理費等の合計	着手金	立退き自体を排除した場合の報酬	立退きが認められた、または、応じる場合の報酬（※最低報酬金22万円）
5万円未満	33万円	33万円	立退料等の11%
5万円以上10万円未満	44万円	55万円	立退料等の11%
10万円以上	55万円	66万円	立退料等の11%

賃料不払いのない借地借家の明渡請求調停（被請求者）			
賃料・共益費・管理費等の合計	着手金	立退き自体を排除した場合の報酬	立退きが認められた、または、応じる場合の報酬（※最低報酬金22万円）
5万円未満	33万円	33万円	立退料等の11%
5万円以上10万円未満	44万円	55万円	立退料等の11%
10万円以上	55万円	66万円	立退料等の11%

賃料不払いのない借地借家の明渡請求訴訟（被請求者）			
賃料・共益費・管理費等の合計	着手金	立退き自体を排除した場合の報酬	立退きが認められた、または、応じる場合の報酬（※最低報酬金22万円）
5万円未満	44万円	44万円	立退料等の11%
5万円以上10万円未満	55万円	55万円	立退料等の11%
10万円以上	66万円	66万円	立退料等の11%

賃料増額・減額請求交渉・調停・訴訟（被請求者含む。）		
賃料・共益費・管理費等の合計	着手金	報酬
5万円未満	22万円	増額または減額した賃料と従前の賃料の差額の5年分の11%（※1）
5万円以上10万円未満	33万円	
10万円以上	44万円	

※1 たゞし、着手金の2分の1を最低報酬額とする。

※2 交渉・調停の着手金は上記の3分の2を基準とする。※3 交渉・調停の開始から1年以内に訴訟に移行する場合には、上記着手金の3分の2を、1年経過後に訴訟に移行する場合は上記着手金と同額を追加着手金として頂戴します。

交通事故事件の費用①

交通事故被害者の方（弁護士費用特約あり）		
請求金額	着手金	報酬
125万円以下	11万円	回収総額の18%
125万円超300万円以下	11%	回収総額の18%
300万円超3000万円以下	6% + 10万円	回収総額の12% + 20万円
3000万円超3億円以下	4% + 80円	回収総額の7% + 160万円
3億円超	3% + 400万円	回収総額の5% + 800万円

※ 交渉により解決が図れず、第三者機関への仲裁申立て、調停申立てまたは訴訟提起を引き続きご依頼いただく場合、その都度、上記の4分の1の追加着手金をいただきます。上訴する場合も同様とします。

※ 回収総額には、医療機関に直接支払われた医療費は含みません（以下同じ。）。

※ 保険会社の支払い基準を超える場合、または、保険会社が弁護士に対する支払いを拒む場合には、上記基準に基づき算出した金額と保険会社が弁護士に支払った費用との差額を依頼者ご本人に対し直接請求させていただきます。

交通事故被害者の方（弁護士費用特約なし）		
着手金	後遺症がなく（または後遺障害等級に争いがなく）、かつ、過失割合に争いが無い場合	・交渉開始時は、11万円 ・交渉により解決が図れない場合、第三者機関への仲裁申立て、または、訴訟提起時に22万円
	後遺障害等級に争いがある、または、過失割合に争いがある場合	・交渉開始時は、16万5000円 ・交渉により解決が図れない場合、第三者機関への仲裁申立て、または、訴訟提起時に22万円
保険会社からの金額提示前のご依頼の場合の報酬金	交渉による解決の場合	回収総額（医療機関への直接払い分を除く）×11% + 11万円
	第三者機関の仲裁または訴訟による解決の場合	回収総額×16.5% + 22万円
保険会社からの金額提示後のご依頼の場合の報酬金	交渉による解決の場合	提示額からの増額部分×16.5% + 11万円
	第三者機関の仲裁または訴訟による解決の場合	提示額からの増額部分×22% + 22万円

交通事故事件の費用②

交通事故加害者の方		
請求された金額	着手金	報酬金
300万円以下	11% (最低着手金22万円)	18% (最低報酬金27万5000円)
300万円超、3000万円以下	6% + 10万円	12% + 20万円
3000万円超、3億円以下	4% + 80万円	7% + 160万円
3億円超	3% + 400万円	5% + 800万円

債務整理事件の費用

破産事件		
着手金	事業者ではない個人の場合	免責不許可事由がない場合 44万円
		免責不許可事由がある場合 55万円
	個人事業主の場合	66万円～(債務総額、残務の程度により変動)
	法人の場合	99万円～(債務総額、残務の程度により変動)
報酬金	いずれもなし	

民事再生事件		
着手金	小規模個人再生または 給与所得者等再生の場合	住宅を残さない場合 33万円
		住宅を残したい場合 44万円
	その他の民事再生の場合	110万円～(債務総額、残務の程度により変動)
報酬金	再生計画認可決定の確定時に着手金と同額	

※上記のいずれの場合も、裁判所に納める予納金等の実費は別途必要となります。
※民事再生事件については、再生計画の履行可能性の確認・検討のため、着手金とは別に再生計画において支払うことになる予想される金額の積立を毎月していただきます。

過払金請求・任意整理事件のご依頼		
着手金	過払金の有無の調査	0円
	過払い金がなく、債権者と個別に返済額等の見直しの交渉をする場合	債権者1社あたり2万7500円
	過払い金があり、過払い金返還請求をする場合	返還請求対象債権者については0円
現在、任意整理のご依頼は受け付けていません。		
報酬金	過払い金がなく、債権者と個別に返済額等の見直しができた場合	債権者1社あたり1万1000円
	過払い金があり、過払い金の返還を受けた場合	・交渉による解決の場合、返還金(完済前の場合、相殺部分を含む)の16.5%+1社あたり2万2000円
		・訴訟による解決の場合、返還金(完済前の場合、相殺部分を含む)の22%+1社あたり3万3000円

刑事事件の費用①

事案簡明な自白事件の場合(裁判員裁判事件を除く)			
着手金	起訴前弁護	33万円～	
	起訴後弁護	33万円～ (起訴前から引続きご依頼いただく場合、22万円～)	
報酬金	処分に関する報酬	不起訴	33万円～(ただし、拘禁刑の確定で失職するような場合、55万円～)
		略式命令(罰金刑)	22万円～(ただし、拘禁刑の確定で失職するような場合、55万円～)
		執行猶予判決	33万円～
		正式裁判での罰金刑	33万円～(ただし、拘禁刑の確定で失職するような場合、55万円～)
		実刑判決だが求刑より減輕された場合	22万円～
	その他の報酬	勾留(延長)に対する準抗告等の認容	5万5000円
		保釈請求の認容	22万円
		被害者との示談成立	被害者一人あたり 5万5000円

刑事事件の費用②

事案複雑または否認事件の場合(裁判員裁判事件を除く)			
着手金	起訴前弁護	55万円～	
	起訴後弁護	55万円～	
報酬金	処分に関する報酬	不起訴	55万円～(ただし、拘禁刑の確定で失職するような場合、77万円～)
		略式命令(罰金刑)	44万円～(ただし、拘禁刑の確定で失職するような場合、77万円～)
		執行猶予判決	55万円～
		正式裁判での罰金刑	55万円～(ただし、拘禁刑の確定で失職するような場合、77万円～)
		実刑判決だが求刑より減輕された場合	55万円～
		無罪判決	88万円～
	その他の報酬	勾留(延長)に対する準抗告等の認容	11万円
		保釈請求の認容	22万円